

静岡県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

静岡県知事 川勝平太

## 静岡県規則第8号

静岡県行政組織規則の一部を改正する規則

静岡県行政組織規則（平成19年静岡県規則第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次	目次
第1章～第3章（略）	第1章～第3章（略）
第4章 出先機関	第4章 出先機関
第1節～第2節（略）	第1節～第2節（略）
第3節 <u>文化・観光部関係出先機関</u>	第3節 <u>スポーツ・文化観光部関係出先機関</u>
第1款～第4款（略）	第1款～第4款（略）
第4節 健康福祉部関係出先機関	第4節 健康福祉部関係出先機関
第1款～第8款（略）	第1款～第8款（略）
第9款 <u>発達障害者支援センター（第28条）</u>	第9款 <u>削除</u>
第10款～第15款（略）	第10款～第15款（略）
第5節 経済産業部関係出先機関	第5節 経済産業部関係出先機関
第1款～第11款（略）	第1款～第11款（略）
<u>第11款の2 ふじのくに茶の都ミュージアム（第45条の2）</u>	<u>第11款の2 農林環境専門職大学等（第45条の2・第45条の3）</u>
第12款・第13款（略）	<u>第11款の3 ふじのくに茶の都ミュージアム（第45条の4）</u>
第13款の2 <u>水産技術研究所（第47条の2）</u>	第12款・第13款（略）
第14款（略）	第13款の2 <u>水産・海洋技術研究所（第47条の2）</u>
第6節（略）	第14款（略）
第5章・第6章（略）	第6節（略）
附則	第5章・第6章（略）
（本庁）	附則
<b>第4条</b> 本庁とは、静岡県部設置条例（平成18年静岡県条例第58号）により設けられた知事直轄組織及び部並びにこれらの下に置かれた	（本庁）
	<b>第4条</b> 本庁とは、静岡県部設置条例（平成18年静岡県条例第58号）により設けられた知事直轄組織及び部並びにこれらの下に置かれた

局、課（オリンピック・パラリンピック推進課に附置されたオリンピック・パラリンピック調整室、空港管理課に附置された空港調整室、農業戦略課に附置された先端農業推進室及び農業ビジネス課に附置された専門職大学開学準備室を含む。）及び班並びに出納局並びにこの下に置かれた課（当該課に附置された出納室を含む。）及び班をいう。

（局及び課）

**第10条** 静岡県部設置条例により設けられた知事直轄組織及び部の下に、次の各号の表の左欄に掲げる局を置き、知事直轄組織及びそれぞれの部又は局に同表の右欄に掲げる課を置く。

(1)・(1)の2 (略)

(2) 経営管理部

局	課
(略)	
財務局	(略)
	管財課
(略)	

(3)・(4) (略)

(5) 文化・観光部

局	課
政策管理局	(略)
文化局	(略)
	富士山世界遺産課
	<u>文化力の拠点推進課</u>
総合教育局	(略)

局、課（オリンピック・パラリンピック推進課に附置されたオリンピック・パラリンピック調整室、空港管理課に附置された空港調整室及び農業戦略課に附置された先端農業推進室を含む。）及び班並びに出納局並びにこの下に置かれた課（当該課に附置された出納室を含む。）及び班をいう。

（局及び課）

**第10条** 静岡県部設置条例により設けられた知事直轄組織及び部の下に、次の各号の表の左欄に掲げる局を置き、知事直轄組織及びそれぞれの部又は局に同表の右欄に掲げる課を置く。

(1)・(1)の2 (略)

(2) 経営管理部

局	課
(略)	
財務局	(略)
	資産経営課
(略)	

(3)・(4) (略)

(5) スポーツ・文化観光部

局	課
政策管理局	(略)
スポーツ局	スポーツ政策課
	スポーツ振興課
	<u>オリンピック・パラリンピック推進課</u>
文化局	(略)
	富士山世界遺産課
総合教育局	(略)

スポーツ局	スポーツ振興課
	オリンピック・パラリンピック推進課
	ラグビーワールドカップ2019推進課
観光交流局	(略)
(略)	

(6) 健康福祉部

局	課
(略)	
医療健康局	医療政策課
	地域医療課
	疾病対策課
	健康増進課
	国民健康保険課
(略)	

(7) 経済産業部

局	課
(略)	
水産業局	(略)

(8) (略)

2～5 (略)

6 農業ビジネス課に、専門職大学開学準備室を附置し、その位置は、磐田市富丘とする。

(局及び課の所掌事務)

第12条 第10条に規定する局及び課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 知事直轄組織

局	課	所掌事務
	総務課	(1)～(3) (略) (4) 知事直轄組織内の公益法人制度改革に関すること。 (5)～(7) (略)

観光交流局	(略)
(略)	

(6) 健康福祉部

局	課
(略)	
医療局	医療政策課
	地域医療課
	疾病対策課
健康局	健康増進課
	国民健康保険課
(略)	

(7) 経済産業部

局	課
(略)	
水産・海洋局	(略)

(8) (略)

2～5 (略)

(局及び課の所掌事務)

第12条 第10条に規定する局及び課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 知事直轄組織

局	課	所掌事務
	総務課	(1)～(3) (略)  (4)～(6) (略)

知事戦略局		(1)～(3) (略) (4) 局内の公益法人制度改革に関すること。 (5) (略)
	(略)	
政策推進局		(1)～(3) (略) (4) 局内の公益法人制度改革に関すること。 (5) (略)
	(略)	
地域外交局		(1)～(3) (略) (4) 局内の公益法人制度改革に関すること。 (5)～(7) (略)
	(略)	

(1)の2 危機管理部

局	課	所掌事務
	総務課	(1)～(3) (略) (4) 部内の公益法人制度改革に関すること。 (5)～(10) (略)
(略)		

(2) 経営管理部

局	課	所掌事務
(略)		
行政経営局	(略)	
	行政経営課	(1)・(2) (略) (3) ファシリティマネジメントの推進に関すること。
	(略)	
財務局	(略)	

知事戦略局		(1)～(3) (略) (4) (略)
	(略)	
政策推進局		(1)～(3) (略) (4) (略)
	(略)	
地域外交局		(1)～(3) (略) (4)～(6) (略)
	(略)	

(1)の2 危機管理部

局	課	所掌事務
	総務課	(1)～(3) (略) (4)～(9) (略)
(略)		

(2) 経営管理部

局	課	所掌事務
(略)		
行政経営局	(略)	
	行政経営課	(1)・(2) (略)
	(略)	
財務局	(略)	

	管財課	
		(1)～(5) (略)
(略)		

(3) (略)

(4) くらし・環境部

局	課	所掌事務
政策管理 局	総務課	(1)～(3) (略) (4) <u>部内の公益法人制度改革に関するこ と。</u> (5)・(6) (略)
	(略)	(略)
(略)		
建築住宅 局	住まいづくり 課	(1)～(4) (略) (5) <u>建築士に関するこ と(査察業務に関す ることを除く。)</u> (6)・(7) (略)
		(1)・(2) (略) (3) <u>建築士に関するこ と(査察業務に関す ることに限る。)</u> (4) (略)
	(略)	(略)
(略)		

(5) 文化・観光部

局	課	所掌事務
政策管理 局	総務課	(1)～(3) (略) (4) <u>部内の公益法人制 度改革に関するこ と。</u> (5)・(6) (略)
	(略)	(略)

	資産経営課	(1) <u>ファシリティマネ ジメントの推進に関 すること。</u> (2)～(6) (略)
(略)		

(3) (略)

(4) くらし・環境部

局	課	所掌事務
政策管理 局	総務課	(1)～(3) (略) (4)・(5) (略)
	(略)	(略)
(略)		
建築住宅 局	住まいづくり 課	(1)～(4) (略) (5) <u>建築士に関するこ と。</u> (6)・(7) (略)
		建築安全推進 課
	(略)	(略)
(略)		

(5) スポーツ・文化観光部

局	課	所掌事務
政策管理 局	総務課	(1)～(3) (略) (4)・(5) (略)
	(略)	(略)

企画政策課	(1)～(5) (略)
-------	-------------

	企画政策課	(1)～(5) (略) (6) <u>東静岡周辺地区の整備に関すること。</u>
スポーツ局	スポーツ政策課	(1) <u>スポーツ施策の企画及び調整並びに推進に関すること。</u> (2) <u>サイクルスポーツ県づくりに関すること。</u> (3) <u>スポーツ交流の推進に関すること。</u> (4) <u>大規模スポーツ大会に係るレガシーの創出に関すること。</u> (5) <u>静岡県スポーツ推進審議会に関すること。</u>
	スポーツ振興課	(1) <u>生涯スポーツに関すること。</u> (2) <u>競技スポーツに関すること。</u> (3) <u>スポーツ振興事業の国庫補助金に関すること。</u> (4) <u>市町のスポーツ施設に対する支援に関すること。</u> (5) <u>水泳場・武道館に関すること。</u> (6) <u>体力づくり運動の推進に関すること。</u> (7) <u>体育関係団体に関すること。</u>

文化局	(略)	
	富士山世界遺産課	(略)
	文化力の拠点推進課	(1) <u>文化力の拠点推進に関すること。</u>
総合教育局	(略)	
スポーツ局	スポーツ振興課	(1) <u>生涯スポーツに関すること。</u> (2) <u>競技スポーツに関すること。</u> (3) <u>サイクルスポーツ県づくりに関すること。</u> (4) <u>スポーツ振興事業の国庫補助金に関すること。</u> (5) <u>市町のスポーツ施設に対する支援に関すること。</u> (6) <u>水泳場・武道館に関すること。</u> (7) <u>静岡県スポーツ推進審議会に関すること。</u> (8) <u>体力づくり運動の推進に関すること。</u> (9) <u>体育関係団体に関すること。</u>

	オリンピック・パラリンピック推進課	(1) <u>東京オリンピック・パラリンピックに関すること。</u> (2) <u>オリンピック・パラリンピック調整室に関すること。</u>
文化局	(略)	
	富士山世界遺産課	(略)
総合教育局	(略)	

		(10) <u>スポーツ交流の推進に関すること。</u>
	オリンピック・パラリンピック推進課	(1) <u>東京オリンピック・パラリンピックに関すること。</u> (2) <u>オリンピック・パラリンピック調整室に関すること。</u>
	ラグビーワールドカップ2019推進課	(1) <u>ラグビーワールドカップ2019に関すること。</u>
観光交流局	(略)	
(略)		

(6) 健康福祉部

局	課	所掌事務
政策管理局	総務課	(1)～(3) (略)
		(4) <u>部内の公益法人制度改革に関すること。</u>
	(5)～(7) (略)	
	(略)	
	健康福祉政策課	(1)～(5) (略) (6) <u>社会健康医学の推進に関すること。</u>
福祉長寿局	(略)	
	長寿政策課	(1) <u>長寿者保健福祉計画に関すること。</u> (2)・(3) (略) (4) <u>介護予防及び地域支援事業に関すること。</u> (5) <u>医療及び介護の総合的な確保に関すること。</u>

観光交流局	(略)	
(略)		

(6) 健康福祉部

局	課	所掌事務
政策管理局	総務課	(1)～(3) (略)
		(4)～(6) (略)
	(略)	
	健康福祉政策課	(1)～(5) (略) (6) <u>社会健康医学の推進及び大学院大学の開学に関すること。</u>
福祉長寿局	(略)	
	長寿政策課	(1) <u>長寿社会保健福祉計画に関すること。</u> (2)・(3) (略)



		(6) <u>地域包括ケアの推進に関すること。</u>
	(略)	
(略)		
障害者支援局		(1)・(2) (略) (3) <u>身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、発達障害者支援センター、精神保健福祉センター、磐田学園及び浜松学園に関すること。</u>
	障害者政策課	(1)～(3) (略) (4) <u>富士見学園に関すること。</u> (5) (略)
	(略)	
医療健康局		(1) <u>局内の予算及び経理の総括に関すること。</u> (2) <u>局内各課の連絡調整及び局内各課の所掌に属しない事務に関すること。</u> (3) <u>看護専門学校に関すること。</u>
	医療政策課	(1) <u>医療政策の企画及び調整に関すること。</u> (2) <u>医療及び介護の総合的な確保に関すること。</u> (3) <u>病院、診療所、助産所、衛生検査所、</u>

	(略)	
(略)		
障害者支援局		(1)・(2) (略) (3) <u>身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター及び磐田学園に関すること。</u>
	障害者政策課	(1)～(3) (略) (4) <u>富士見学園及び浜松学園に関すること。</u> (5) (略)
	(略)	
医療局		(1) <u>局内の予算及び経理の総括に関すること。</u> (2) <u>局内各課の連絡調整及び局内各課の所掌に属しない事務に関すること。</u> (3) <u>看護専門学校に関すること。</u>
	医療政策課	(1) <u>医療政策の企画及び調整に関すること。</u> (2) <u>医療及び介護の総合的な確保に関すること。</u> (3) <u>病院、診療所、助産所、衛生検査所、</u>

	<p>歯科技工所及び施術所に関すること。</p> <p>(4) 医療法人に関すること。</p> <p>(5) 医療従事者の免許に関すること。</p> <p>(6) 地方独立行政法人静岡県立病院機構に関すること。</p>		<p>歯科技工所及び施術所に関すること。</p> <p>(4) 医療法人に関すること。</p> <p>(5) 医療従事者の免許に関すること。</p> <p>(6) 地方独立行政法人静岡県立病院機構に関すること。</p>
地域医療課	<p>(1) 医療供給体制の整備に関すること。</p> <p>(2) 救急、災害及びへき地医療に関すること。</p> <p>(3) 周産期医療に関すること。</p> <p>(4) 看護職員に関すること。</p> <p>(5) 医療従事者等の養成及び確保に関すること。</p>	地域医療課	<p>(1) 医療供給体制の整備に関すること。</p> <p>(2) 救急、災害及びへき地医療に関すること。</p> <p>(3) 周産期医療に関すること。</p> <p>(4) 看護職員に関すること。</p> <p>(5) 医療従事者等の養成及び確保に関すること。</p>
疾病対策課	<p>(1) 治療法が確立していない疾病その他の特殊な疾病に関すること（他課の所掌に属するものを除く）。</p> <p>(2) がん対策に関すること。</p> <p>(3) 臓器及び造血幹細胞の移植に関すること。</p> <p>(4) 原子爆弾被爆者の医療等に関すること。</p> <p>(5) 感染症に関するこ</p>	疾病対策課	<p>(1) 治療法が確立していない疾病その他の特殊な疾病に関すること（他課の所掌に属するものを除く）。</p> <p>(2) がん対策に関すること。</p> <p>(3) 臓器及び造血幹細胞の移植に関すること。</p> <p>(4) 原子爆弾被爆者の医療等に関すること。</p> <p>(5) 感染症に関するこ</p>

	と。 (6) 予防接種に関する こと。 (7) ハンセン病問題に 関すること。		と。 (6) 予防接種に関する こと。 (7) ハンセン病問題に 関すること。
健康増進課	(1) 健康づくりに関 ること。 (2) 保健指導及び保健 師に関すること。 (3) 栄養指導及び栄養 士に関すること。 (4) 歯科保健に関す ること。 (5) 総合健康センター に関すること。	健康局	(1) 局内の予算及び経 理の総括に関するこ と。 (2) 局内各課の連絡調 整及び局内各課の所 掌に属しない事務に 関すること。
国民健康保険 課	(1) 国民健康保険事業 の運営に関するこ と。 (2) 国民健康保険事業 の指導及び助成に関 すること。 (3) 後期高齢者医療制 度に関すること。 (4) 保険医療機関及び 保険医の指導及び監 査に関すること。	健康増進課	(1) 保健事業及び介護 予防の一体的な実施 に関すること。 (2) 介護予防及び生活 支援に関すること。 (3) 医療及び介護の総 合的な確保に関する こと。 (4) 地域包括ケアの推 進に関すること。 (5) 健康づくりに関す ること。 (6) 保健指導及び保健 師に関すること。 (7) 栄養指導及び栄養 士に関すること。 (8) 歯科保健に関す ること。 (9) 総合健康センター に関すること。
		国民健康保険 課	(1) 国民健康保険事業 の運営に関するこ と。 (2) 国民健康保険事業

(略)		

(7) 経済産業部

局	課	所掌事務
政策管理局	総務課	(1)～(3) (略) (4) <u>部内の公益法人制度改革に関すること。</u> (5)～(7) (略)
	(略)	

(略)

農業局	(略)	
	農業ビジネス課	(1)・(2) (略) (3) <u>農林大学校に関すること。</u> (4)～(7) (略) (8) <u>専門職大学開学準備室に関すること。</u>
	(略)	
農地局	畜産振興課	(1)～(3) (略) (4)～(6) (略)
	(略)	
農地局	(略)	
	農地整備課	(1)～(3) (略)

		の指導及び助成に関する <u>こと。</u> (3) <u>後期高齢者医療制度に関すること。</u> (4) <u>保険医療機関及び保険医の指導及び監査に関すること。</u>
(略)		

(7) 経済産業部

局	課	所掌事務
政策管理局	総務課	(1)～(3) (略) (4)～(6) (略)
	(略)	

(略)

農業局	(略)	
	農業ビジネス課	(1)・(2) (略) (3) <u>農林大学校、農林環境専門職大学及び農林環境専門職大学短期大学部に関すること。</u> (4)～(7) (略)
	(略)	
畜産振興課	畜産振興課	(1)～(3) (略) (4) <u>豚熱対策に関すること。</u> (5)～(7) (略)
	(略)	
農地局	(略)	
	農地整備課	(1)～(3) (略) (4) <u>棚田地域の振興に関すること。</u>

(略)		
(略)		
水産業局	水産振興課	(1)～(12) (略) (13) 水産技術研究所に 関すること。
	(略)	

(8) 交通基盤部

局	課	所掌事務
政策管理 局	総務課	(1)～(3) (略) (4) 部内の公益法人制 度改革に関するこ と。 (5)～(8) (略)
	(略)	
(略)		

2～4 (略)

5 第10条第6項に規定する専門職大学開学準備室は、専門職大学の開学に関する事務を処理する。

6 (略)

7 前条第4項に規定する出納室は、次の事務を処理する。

- (1) 出先機関の臨時職員及び非常勤職員の給与事務及び保険事務に関すること。
- (2)～(10) (略)

第13条 附属機関の名称、担当事務及び所管する組織は、次のとおりとする。

附属機関		所管する組織		
名称	担当事務	部	局	課
(略)				
静岡県 公害審 査会	(略)			

(略)		
(略)		
水産・海 洋局	水産振興課	(1)～(12) (略) (13) 水産・海洋技術研 究所に関すること。
	(略)	

(8) 交通基盤部

局	課	所掌事務
政策管理 局	総務課	(1)～(3) (略)  (4)～(7) (略)
	(略)	
(略)		

2～4 (略)

5 第10条第6項に規定する専門職大学開学準備室は、専門職大学の開学に関する事務を処理する。

6 (略)

7 前条第4項に規定する出納室は、次の事務を処理する。

- (1) 出先機関の非常勤職員の給与事務及び保険事務に関すること。
- (2)～(10) (略)

第13条 附属機関の名称、担当事務及び所管する組織は、次のとおりとする。

附属機関		所管する組織			
名称	担当事務	部	局	課	
(略)					
静岡県 公害審 査会	(略)				
静岡県 スポー ツ推進	スポーツ基本法 (平成23年法律第 78号)第35条の規	スポー ツ・文 化観光	スポー ツ局	スポー ツ政策 課	

					審議会	定による知事からの意見聴取に係る意見の陳述に関する事務並びに静岡県スポーツ推進審議会条例（昭和37年静岡県条例第12号）第2条に規定するスポーツの推進に関する事項の調査審議及びこれらの事項についての知事に対する建議に関する事務	部		
静岡県文化政策審議会	(略)	文化・観光部	(略)		静岡県文化政策審議会	(略)	スポーツ・文化観光部	(略)	
静岡県文化財保護審議会	(略)	文化・観光部	(略)		静岡県文化財保護審議会	(略)	スポーツ・文化観光部	(略)	
静岡県公立大学法人評価委員会	(略)	文化・観光部	(略)		静岡県公立大学法人評価委員会	(略)	スポーツ・文化観光部	(略)	
静岡県私立学校審議会	(略)	文化・観光部	(略)		静岡県私立学校審議会	(略)	スポーツ・文化観光部	(略)	
静岡県スポーツ推進審議会	スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第35条の規定による知事からの意見聴取に係る	文化・観光部	スポーツ局	スポーツ振興課					

	意見の陳述に関する事務並びに静岡県スポーツ推進審議会条例（昭和37年静岡県条例第12号）第2条に規定するスポーツの推進に関する事項の調査審議及びこれらの事項についての知事に対する建議に関する事務			
静岡県観光審議会	(略)	文化・観光部	(略)	
(略)				
地方独立行政法人静岡県立病院機構評価委員会	(略)	医療健康局	(略)	
静岡県医療審議会	(略)	医療健康局	(略)	
静岡県准看護師試験委員	(略)	医療健康局	(略)	
静岡県指定難病審査会	(略)	医療健康局	(略)	

静岡県観光審議会	(略)	スポーツ・文化観光部	(略)	
(略)				
地方独立行政法人静岡県立病院機構評価委員会	(略)	医療局	(略)	
静岡県医療審議会	(略)	医療局	(略)	
静岡県准看護師試験委員	(略)	医療局	(略)	
静岡県指定難病審査会	(略)	医療局	(略)	

静岡県 感染症 診査協 議会	(略)	医療健 康局	(略)
静岡県 国民健 康保険 審査会	(略)	医療健 康局	(略)
静岡県 後期高 齢者医 療審査 会	(略)	医療健 康局	(略)
静岡県 国民健 康保険 運営協 議会	(略)	医療健 康局	(略)
(略)			
静岡県 食と農 が支え る豊か な暮ら しづく り審議 会	(略)		
静岡県 卸売市 場審議 会	知事の諮問に応じ た卸売市場整備計 画に関する事項そ の他卸売市場に関 する重要事項の調 査審議に関する事 務	経済産 業部	農業局  農業戦 略課
静岡県 農業共	(略)		

静岡県 感染症 診査協 議会	(略)	医療局	(略)
静岡県 国民健 康保険 審査会	(略)	健康局	(略)
静岡県 後期高 齢者医 療審査 会	(略)	健康局	(略)
静岡県 国民健 康保険 運営協 議会	(略)	健康局	(略)
(略)			
静岡県 食と農 が支え る豊か な暮ら しづく り審議 会	(略)		
静岡県 農業共	(略)		



済保険 審査会			
(略)			
静岡県 水産振 興審議 会	(略)	水産業 局	(略)
(略)			

### 第3節 文化・観光部関係出先機関

第20条 (略)

2・3 (略)

4 前2項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康福祉センターは、それぞれ同表の右欄に掲げる所管区域について、次の事務を処理する。この場合において、社会福祉法第14条第5項に規定する事務、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第5条第1項に規定する事務、同法第6条第1項に規定する事務及び同法第7条第2項第2号に規定する事務の所管区域は同表の所管区域から市の区域を除くものとする。

(1) (略)

(2) 生活困窮者自立支援法第5条第1項に規定する事務、同法第6条第1項に規定する事務及び同法第7条第2項第2号に規定する事務（静岡県賀茂健康福祉センター、静岡県東部健康福祉センター及び静岡県中部健康福祉センターに限る。）

(3)～(7) (略)

(表略)

5～8 (略)

9 次の表の左欄に掲げる健康福祉センターに、同表の右欄に掲げる課を置く。

済保険 審査会			
(略)			
静岡県 水産振 興審議 会	(略)	水産・ 海洋局	(略)
(略)			

### 第3節 スポーツ・文化観光部関係出先機関

第20条 (略)

2・3 (略)

4 前2項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康福祉センターは、それぞれ同表の右欄に掲げる所管区域について、次の事務を処理する。この場合において、社会福祉法第14条第5項に規定する事務、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第5条第1項に規定する事務、同法第6条第1項に規定する事務、同法第7条第1項に規定する事務及び同条第2項に規定する事務の所管区域は同表の所管区域から市の区域を除くものとする。

(1) (略)

(2) 生活困窮者自立支援法第5条第1項に規定する事務、同法第6条第1項に規定する事務、同法第7条第1項に規定する事務及び同条第2項に規定する事務（静岡県賀茂健康福祉センター、静岡県東部健康福祉センター及び静岡県中部健康福祉センターに限る。）

(3)～(7) (略)

(表略)

5～8 (略)

9 次の表の左欄に掲げる健康福祉センターに、同表の右欄に掲げる課を置く。

健康福祉センター	課
(略)	
静岡県富士健康福祉センター	総務課 福祉課 医療健康課 相談課 衛生薬務課
(略)	

10・11 (略)

**第9款 発達障害者支援センター**

**第28条** 発達障害者の福祉の増進を図るため、  
静岡県発達障害者支援センターを静岡市駿河区有明町に置く。

2 発達障害者支援センターの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 発達障害者及びその家族に対する専門的な相談又は助言に関すること。
- (2) 発達障害者に対する専門的な発達支援及び就労の支援に関すること。
- (3) 医療等の業務を行う関係機関等に対する発達障害についての情報の提供及び研修に関すること。
- (4) 医療等の業務を行う関係機関等との連絡調整に関すること。
- (5) その他発達障害者の福祉の増進に関すること。

**第45条** (略)

2 農林大学校に、次の課を置く。

総務課

学生課

教務課

3 (略)

健康福祉センター	課
(略)	
静岡県富士健康福祉センター	総務課 福祉課 医療健康課 相談判定課 育成課 衛生薬務課
(略)	

10・11 (略)

**第9款 削除**

**第28条** 削除

**第45条** (略)

2 農林大学校に、次の課を置く。

総務・学生課

教務課

3 (略)

**第11款の2 農林環境専門職大学等**

**第45条の2** 将来の農林業経営の現場を支えていく農林業者を養成するため、静岡県立農林

**第11款の2** ふじのくに茶の都ミュージアム

**第45条の2** (略)

**第13款の2** 水産技術研究所

**第47条の2** 水産業の改良発達を図るため、静岡県水産技術研究所（以下「水産技術研究所」という。）を焼津市<sup>いわし</sup>鰯ヶ島に置く。

2 水産技術研究所の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(4) (略)

3 水産技術研究所に、次の課を置く。  
(略)

4 水産技術研究所の事務の一部を分担処理するため、次の分場等を置く。

名 称	位 置
静岡県水産技術研究所伊豆分場	(略)
静岡県水産技術研究所浜名湖分場	(略)
静岡県水産技術研究所富士養鱒場	(略)

環境専門職大学（以下「農林環境専門職大学」という。）を磐田市富丘に置く。

2 農林環境専門職大学に、次の局、課及び図書館を置く。

事務局

総務企画課

教務課

学生課

図書館

**第45条の3** 将来の農林業生産の現場を支えていく農林業者を養成するため、静岡県立農林環境専門職大学短期大学部を磐田市富丘に置く。

**第11款の3** ふじのくに茶の都ミュージアム

**第45条の4** (略)

**第13款の2** 水産・海洋技術研究所

**第47条の2** 水産業の改良発達を図るため、静岡県水産・海洋技術研究所（以下「水産・海洋技術研究所」という。）を焼津市<sup>いわし</sup>鰯ヶ島に置く。

2 水産・海洋技術研究所の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(4) (略)

3 水産・海洋技術研究所に、次の課を置く。  
(略)

4 水産・海洋技術研究所の事務の一部を分担処理するため、次の分場等を置く。

名 称	位 置
静岡県水産・海洋技術研究所伊豆分場	(略)
静岡県水産・海洋技術研究所浜名湖分場	(略)
静岡県水産・海洋技術研究所富士養鱒場	(略)

静岡県水産技術研究所沿岸沖合漁業指導調査船駿河丸	(略)
--------------------------	-----

(スポーツ担当部長)

**第62条の4** 第60条から前条までに規定する職のほか、文化・観光部にスポーツ担当部長を置き、その職務は、上司の命を受けて、特定の重要事項を処理するとともに、文化・観光部の所掌事務（スポーツ局の所掌事務に限る。）を統括し、所属職員（スポーツ局に所属する職員に限る。）を指揮監督する。

(農林水産担当部長)

**第62条の5** 第60条から前条までに規定する職のほか、経済産業部に農林水産担当部長を置き、その職務は、上司の命を受けて、特定の重要事項を処理するとともに、経済産業部の所掌事務（農業局、農地局、森林・林業局及び水産業局の所掌事務に限る。）を統括し、所属職員（農業局、農地局、森林・林業局及び水産業局に所属する職員に限る。）を指揮監督する。

(本庁の参事等)

**第67条** 第60条から前条までに規定する職のほか、本庁に、次の表の左欄に掲げる職を同表の中欄に掲げる機関に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務を行う。

職	機 関	職 務
(略)		
局付主幹	知事戦略局、 政策推進局、 地域外交局、 <u>文化・観光部</u> <u>スポーツ局</u> 又 は出納局会計	局長（政策推進局にあ っては政策推進担当部 長又は局長、地域外交 局にあつては地域外交 担当部長又は局長、 <u>文 化・観光部スポーツ局</u>

静岡県水産・海洋技術研究所沿岸沖合漁業指導調査船駿河丸	(略)
-----------------------------	-----

(スポーツ担当部長)

**第62条の4** 第60条から前条までに規定する職のほか、スポーツ・文化観光部にスポーツ担当部長を置き、その職務は、上司の命を受けて、特定の重要事項を処理するとともに、スポーツ・文化観光部の所掌事務（スポーツ局の所掌事務に限る。）を統括し、所属職員（スポーツ局に所属する職員に限る。）を指揮監督する。

(農林水産担当部長)

**第62条の5** 第60条から前条までに規定する職のほか、経済産業部に農林水産担当部長を置き、その職務は、上司の命を受けて、特定の重要事項を処理するとともに、経済産業部の所掌事務（農業局、農地局、森林・林業局及び水産・海洋局の所掌事務に限る。）を統括し、所属職員（農業局、農地局、森林・林業局及び水産・海洋局に所属する職員に限る。）を指揮監督する。

(本庁の参事等)

**第67条** 第60条から前条までに規定する職のほか、本庁に、次の表の左欄に掲げる職を同表の中欄に掲げる機関に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務を行う。

職	機 関	職 務
(略)		
局付主幹	知事戦略局、 政策推進局、 地域外交局、 <u>スポーツ・文 化観光部</u> ス ポーツ局又は出	局長（政策推進局にあ っては政策推進担当部 長又は局長、地域外交 局にあつては地域外交 担当部長又は局長、 <u>ス ポーツ・文化観光部</u> ス

	課	にあつてはスポーツ担当部長又は局長、出納局にあつては局長又は局次長)の特命事項に関する事務、局長(政策推進局にあつては政策推進担当部長及び局長、地域外交局にあつては地域外交担当部長又は局長、 <u>文化・観光部スポーツ局</u> にあつてはスポーツ担当部長及び局長、出納局にあつては局長及び局次長)に関する庶務及び議会関係事務を処理する。
(略)		
船長	<u>経済産業部水産局水産資源課</u>	(略)
(略)		

2～7 (略)

8 専門職大学開学準備室に専門職大学開学準備室長を置き、その職務は、上司の命を受けて所掌事務を統括し、所属職員を指揮監督することとする。

9 (略)

10 前各項に規定する職のほか、本庁に、次の表の左欄に掲げる職を同表の中欄に掲げる機関に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる事務を処理する。

	納局会計課	<u>スポーツ局</u> にあつてはスポーツ担当部長又は局長、出納局にあつては局長又は局次長)の特命事項に関する事務、局長(政策推進局にあつては政策推進担当部長及び局長、地域外交局にあつては地域外交担当部長又は局長、 <u>スポーツ・文化観光部スポーツ局</u> にあつてはスポーツ担当部長及び局長、出納局にあつては局長及び局次長)に関する庶務及び議会関係事務を処理する。
(略)		
船長	<u>経済産業部水産・海洋局水産資源課</u>	(略)
(略)		

2～7 (略)

8 (略)

9 前各項に規定する職のほか、本庁に、次の表の左欄に掲げる職を同表の中欄に掲げる機関に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる事務を処理する。

職	機 関	事 務
フロンティア推進室長	(略)	
資産経営室長	経営管理部行政経営局行政経営課	ファシリティマネジメントの推進に関する事務
人材育成室長	(略)	
(略)		
鳥獣捕獲管理室長	(略)	
人権同和対策室長	(略)	
(略)		
医療人材室長	健康福祉部医療健康局地域医療課	(略)
通商推進室長	(略)	
商業まちづくり室長	(略)	

(出先機関の局等及びそれらに置かれる職)

**第70条** 出先機関に、局、部、支局、センター、課、科、班、室、支所、分校、分場、所、場及び船を置くことができる。

職	機 関	事 務
フロンティア推進室長	(略)	
人材育成室長	(略)	
(略)		
鳥獣捕獲管理室長	(略)	
大学院大学開学準備室長	健康福祉部政策管理局健康福祉政策課	社会健康医学の推進及び大学院大学の開学に関する事務
人権同和対策室長	(略)	
(略)		
医療人材室長	健康福祉部医療局地域医療課	(略)
地域包括ケア推進室長	健康福祉部健康局健康増進課	地域包括ケアの推進に関する事務
通商推進室長	(略)	
商業まちづくり室長	(略)	
C S F 対策室長	経済産業部農業局畜産振興課	豚熱対策に関する事務

(出先機関の局等及びそれらに置かれる職)

**第70条** 出先機関に、局、部、支局、センター、課、科、班、室、支所、分校、分場、所、場、館及び船を置くことができる。

2 (略)

3 出先機関に設けられたセンターにセンター長を、課に課長を、科に科長を、班に班長を、室に室長を、支所に支所長を、分校に分校長を、分場に分場長を、所（静岡県東部技能センター及び静岡県西部技能センターをいう。）に所長を、場に場長を、船に船長を置き、それらの職務は、それぞれ上司の命を受けて所掌事務を統括し、所属職員の分担事務及び所属職員を監督することとする。

(出先機関の副所長等)

**第71条** 前3条に規定する職のほか、出先機関に、次の表の左欄に掲げる職を同表の中欄に掲げる機関等に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務を行う。

職	機 関 等	職 務
(略)		
沿岸沖合 漁業指導 調査船駿 河丸機関 長	水産技術研究 所	(略)
(略)		

2 (略)

3 出先機関に設けられたセンターにセンター長を、課に課長を、科に科長を、班に班長を、室に室長を、支所に支所長を、分校に分校長を、分場に分場長を、所（静岡県東部技能センター及び静岡県西部技能センターをいう。）に所長を、場に場長を、館に館長を、船に船長を置き、それらの職務は、それぞれ上司の命を受けて所掌事務を統括し、所属職員の分担事務及び所属職員を監督することとする。

(出先機関の副所長等)

**第71条** 前3条に規定する職のほか、出先機関に、次の表の左欄に掲げる職を同表の中欄に掲げる機関等に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務を行う。

職	機 関 等	職 務
(略)		
沿岸沖合 漁業指導 調査船駿 河丸機関 長	水産・海洋技 術研究所	(略)
(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際次の表の左欄に掲げる局、課、室又は出先機関に勤務を命ぜられている職員は、別に辞令を発せられない限り、改正後の静岡県行政組織規則（以下「改正後の規則」という。）に基づく同表の右欄に掲げる局、課、室又は出先機関の勤務を命ぜられたものとする。

経営管理部財務局管財課	経営管理部財務局資産経営課
文化・観光部政策管理局	スポーツ・文化観光部政策管理局
文化・観光部政策管理局総務課	スポーツ・文化観光部政策管理局総務課

文化・観光部政策管理局経理課	スポーツ・文化観光部政策管理局経理課
文化・観光部政策管理局企画政策課	スポーツ・文化観光部政策管理局企画政策課
文化・観光部文化局文化政策課	スポーツ・文化観光部文化局文化政策課
文化・観光部文化局文化財課	スポーツ・文化観光部文化局文化財課
文化・観光部文化局富士山世界遺産課	スポーツ・文化観光部文化局富士山世界遺産課
文化・観光部総合教育局	スポーツ・文化観光部総合教育局
文化・観光部総合教育局総合教育課	スポーツ・文化観光部総合教育局総合教育課
文化・観光部総合教育局大学課	スポーツ・文化観光部総合教育局大学課
文化・観光部総合教育局私学振興課	スポーツ・文化観光部総合教育局私学振興課
文化・観光部スポーツ局	スポーツ・文化観光部スポーツ局
文化・観光部スポーツ局スポーツ振興課	スポーツ・文化観光部スポーツ局スポーツ振興課
文化・観光部スポーツ局オリンピック・パラリンピック推進課	スポーツ・文化観光部スポーツ局オリンピック・パラリンピック推進課
文化・観光部スポーツ局オリンピック・パラリンピック推進課オリンピック・パラリンピック調整室	スポーツ・文化観光部スポーツ局オリンピック・パラリンピック推進課オリンピック・パラリンピック調整室
文化・観光部観光交流局観光政策課	スポーツ・文化観光部観光交流局観光政策課
文化・観光部観光交流局観光振興課	スポーツ・文化観光部観光交流局観光振興課
文化・観光部空港振興局空港管理課	スポーツ・文化観光部空港振興局空港管理課
文化・観光部空港振興局空港管理課空港調整室	スポーツ・文化観光部空港振興局空港管理課空港調整室
文化・観光部空港振興局空港振興課	スポーツ・文化観光部空港振興局空港振興課
健康福祉部医療健康局	健康福祉部医療局
健康福祉部医療健康局医療政策課	健康福祉部医療局医療政策課
健康福祉部医療健康局地域医療課	健康福祉部医療局地域医療課
健康福祉部医療健康局疾病対策課	健康福祉部医療局疾病対策課
健康福祉部医療健康局健康増進課	健康福祉部健康局健康増進課
健康福祉部医療健康局国民健康保険課	健康福祉部健康局国民健康保険課
経済産業部水産業局	経済産業部水産・海洋局
経済産業部水産業局水産振興課	経済産業部水産・海洋局水産振興課
経済産業部水産業局水産資源課	経済産業部水産・海洋局水産資源課
水産技術研究所	水産・海洋技術研究所

3 この規則の施行の際現に前項の表の左欄に掲げる局、課、室又は出先機関の参事、技監、専門官、部付主幹、主幹、部付主査、専門主査、主査又は主任の職に補されている者は、別に辞令を発せられない限り、改正後の規則に基づく同表の右欄に掲げる局、課、室又は出先機関の参事、技監、専門官、部付主



幹、主幹、部付主査、専門主査、主査又は主任の職に補されたものとする。

(私立学校規程の一部改正)

- 4 私立学校規程（昭和26年静岡県規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(審議会の庶務) <b>第7条</b> 審議会の庶務は、 <u>文化・観光部総合教育局私学振興課</u> において処理する。	(審議会の庶務) <b>第7条</b> 審議会の庶務は、 <u>スポーツ・文化観光部総合教育局私学振興課</u> において処理する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県水産振興審議会規則の一部改正)

- 5 静岡県水産振興審議会規則（昭和28年静岡県規則第21号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<b>第10条</b> 審議会の庶務は、 <u>経済産業部水産業局水産振興課</u> において処理する。	<b>第10条</b> 審議会の庶務は、 <u>経済産業部水産・海洋局水産振興課</u> において処理する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県営林財産台帳事務取扱規則の一部改正)

- 6 静岡県営林財産台帳事務取扱規則（昭和32年静岡県規則第42号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(台帳の備付け) <b>第2条</b> (略) 2・3 (略) 4 第1項の規定により県営林財産台帳を備えたときは、その写しを <u>経営管理部財務局管財課長</u> に送付しなければならない。前項の規定により異動状況を記録したときも、同様とする。	(台帳の備付け) <b>第2条</b> (略) 2・3 (略) 4 第1項の規定により県営林財産台帳を備えたときは、その写しを <u>経営管理部財務局資産経営課長</u> に送付しなければならない。前項の規定により異動状況を記録したときも、同様とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県観光審議会規則の一部改正)

- 7 静岡県観光審議会規則（昭和36年静岡県規則第32号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(庶務) <b>第8条</b> 審議会の庶務は、 <u>文化・観光部観光交流局観光政策課</u> において処理する。	(庶務) <b>第8条</b> 審議会の庶務は、 <u>スポーツ・文化観光部観光交流局観光政策課</u> において処理する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県青少年対策本部設置規則の一部改正)

- 8 静岡県青少年対策本部設置規則（昭和41年静岡県規則第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

<p>(組織)</p> <p><b>第3条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員は、政策推進担当部長、くらし・環境部長、<u>文化・観光部長</u>、健康福祉部長、経済産業部長、教育長及び警察本部長をもって充てる。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(組織)</p> <p><b>第3条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員は、政策推進担当部長、くらし・環境部長、<u>スポーツ・文化観光部長</u>、健康福祉部長、経済産業部長、教育長及び警察本部長をもって充てる。</p> <p>4 (略)</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(県が管理する港湾及び漁港に係る公共用財産台帳事務取扱規則の一部改正)

- 9 県が管理する港湾及び漁港に係る公共用財産台帳事務取扱規則（昭和48年静岡県規則第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(財産台帳の作成等)</p> <p><b>第3条</b> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 港湾企画課長は、財産台帳の副本の保管を始めたときは、その写しを<u>経営管理部財務局管財課長</u>に送付しなければならない。前項の規定により異動状況の報告を受けたときも、同様とする。</p>	<p>(財産台帳の作成等)</p> <p><b>第3条</b> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 港湾企画課長は、財産台帳の副本の保管を始めたときは、その写しを<u>経営管理部財務局資産経営課長</u>に送付しなければならない。前項の規定により異動状況の報告を受けたときも、同様とする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県水産技術研究所浜名湖分場体験学習施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

- 10 静岡県水産技術研究所浜名湖分場体験学習施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成12年静岡県規則第114号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><u>静岡県水産技術研究所浜名湖分場体験学習施設の設置及び管理に関する条例施行規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、<u>静岡県水産技術研究所浜名湖分場体験学習施設の設置及び管理に関する条例</u>（平成12年静岡県条例第51号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(利用料金の減免の基準)</p>	<p style="text-align: center;"><u>静岡県水産・海洋技術研究所浜名湖分場体験学習施設の設置及び管理に関する条例施行規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、<u>静岡県水産・海洋技術研究所浜名湖分場体験学習施設の設置及び管理に関する条例</u>（平成12年静岡県条例第51号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(利用料金の減免の基準)</p>

**第3条** 条例第13条の規定による利用料金の減免は、次の各号のいずれかに該当する者が静岡県水産技術研究所浜名湖分場体験学習施設（以下「体験学習施設」という。）を利用する場合に行うものとし、その減免する額は、当該各号に定める額とする。

(1)～(5) (略)

**別記様式** (略)

指定管理者指定申請書

(略)

静岡県水産技術研究所浜名湖分場体験学習施設の管理に関する業務を行いたいので、静岡県水産技術研究所浜名湖分場体験学習施設の設置及び管理に関する条例第9条第1項の規定により申請します。

(略)

**第3条** 条例第13条の規定による利用料金の減免は、次の各号のいずれかに該当する者が静岡県水産・海洋技術研究所浜名湖分場体験学習施設（以下「体験学習施設」という。）を利用する場合に行うものとし、その減免する額は、当該各号に定める額とする。

(1)～(5) (略)

**別記様式** (略)

指定管理者指定申請書

(略)

静岡県水産・海洋技術研究所浜名湖分場体験学習施設の管理に関する業務を行いたいので、静岡県水産・海洋技術研究所浜名湖分場体験学習施設の設置及び管理に関する条例第9条第1項の規定により申請します。

(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県文化財保護審議会規則の一部改正)

11 静岡県文化財保護審議会規則（平成31年静岡県規則第31号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(庶務)</p> <p><b>第3条</b> 審議会の庶務は、<u>文化・観光部文化局文化財課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p><b>第3条</b> 審議会の庶務は、<u>スポーツ・文化観光部文化局文化財課</u>において処理する。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。